

# 茨城工業高等専門学校事務部連絡会規則

〔 昭和 42 年 4 月 1 日 〕  
制 定

**第1条** 本校に、事務部連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

**第2条** 連絡会は、事務部内の連絡を密にして円滑な運営を図ることを目的とする。

**第3条** 連絡会は、次に掲げる者をもつて組織する。

- (1) 事務部長
- (2) 各課長
- (3) 各課長補佐
- (4) 技術長
- (5) 専門職員
- (6) 各係長
- (7) 前各号のほか事務部長が必要と認める者

**第4条** 連絡会は、事務部長が招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるときは、事務部長の指名する者がその職務を代行する。

**第5条** 連絡会は、原則として4半期毎（4月、7月、10月、1月）の第1木曜日に開催する。

**第6条** 連絡会の事務は、課長補佐（総括担当）がこれにあたる。

## 附 則

この規則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成 17 年 5 月 11 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。